

中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 中国税務

### 増値税一般納税者の税務リスク一覧表(1)

増値税一般納税者は日常業務において一定の税務リスクを抱えています。以下の税務リスク一覧表を参照して自己診断をすることによって、事前にリスクを予測し、予防・管理の準備をすることができます。

番号	税種	リスク要素	税務リスクの詳細	リスク多発の業界
1	増値税	税率と税額	混合販売または兼営業務があり、効果的に区別しない、又は混合販売を兼営業務とする。	全業界
2		税率と税額	生産経営範囲が複数の税率に係るが、高税率の事業項目は低税率で申告される。	
3		課税方法	簡易税金計算方法と一般税金計算方法に適用する業務を分けて計算しない、税金計算方法が混乱している。	
4		課税標準	増値税申告の所得と企業所得税申告の所得の差が大きすぎる。	
5		課税標準	寄付、スポンサーシップ、従業員福利厚生、奨励、株主への配当金、株式投資、オークション、その他の会社や個人の非金銭的資産の取得のために自分の製品を使用するが、販売行為として申告、納税していない。	
6		発票の発行	未発生業務に対する発票を発行し、又は発行された発票が実際の業務と合わない。	
7		課税標準	当期に記入された税関輸入増値税専用支払証書、農産物仕入税額控除は実際の経営状況と合わない。	
8	輸出還付金(免税)	届出変更	輸出税還付(免税)の届出内容に変更があったが、輸出税還付(免税)届出変更の手続きを行っていない。	輸出企業
9		輸出代金	輸出企業は輸出税還付(免税)を申告した後、翌年の申告期限内に外貨を受け取っていない。	
10		課税標準	対外貿易型の輸出企業が税還付(免税)を申告するための課税標準は、輸出貨物の購入に対する増値税専用発票に記載された金額、税関輸入増値税専用支払証書に記載された税込価格または納税証明書に記載された金額と合わない。	

11	輸出還付金 (免税)	課税標準	生産型の輸出企業が税還付(免税)を申告するための課税標準は、輸出発票の FOB 価格と合わない(輸入原材料を利用した加工製品を再輸出する場合を除く)。	輸出企業
12	企業所得税	課税標準	従業員の福利厚生費、従業員教育費、労働組合経費支出は税法に定められた支払対象、所定の範囲、確認原則と合わないが、課税所得金額を調整・増加していない;計上されたが実際に発生していない、または実際に発生した従業員福祉厚生費、労働組合経費、従業員教育経費が控除額を超えたが、納税を調整していない。	全業界
13		課税標準	過去年度の増値税申告を修正したが、相応の年度の企業所得税申告を調整していない。	
14		資格認定	資産総額、従業員数を誤って申告したことにより受けるべきではない小型微利企業の税収優遇政策を享受した。	
15		資格認定	国家に禁止される業界、ハイテク企業に属するかどうかを誤って選択したことにより受けるべきではない税収優遇政策を享受した。	
16		課税標準	従業員のために拠出した基本養老、基本医療、失業、労災、生育保険料などの基本社会保険料及び住宅積立金は、所定の範囲、標準内で税引前に控除されておらず、超過分に対して課税所得金額を調整・増加していない。	
17		課税標準	寄付、スポンサーシップ、従業員福利厚生、奨励、株主への配当金、株式投資、オークション、その他の会社や個人の非金銭的資産の取得のために自分の製品を使用するが、販売行為として申告、納税していない。	
18		課税標準	税引き前に控除されるべきではない没収支出、スポンサーシップ支出などが控除された。	
19		課税標準	寄付支出が所定の公益性寄付支出の要件を満たさない。	
20		課税標準	関連企業のコスト、投資家または従業員の個人支出、退職福利厚生、対外保証料などの生産経営に関係のない費用及び様々な源泉徴収した料金(源泉徴収した個人所得税、委託加工運賃等)が税引き前に控除されたが、納税を調整していない。	
21		個人所得税	課税対象	
22	控除費用		享受すべきではない特別な追加控除を享受した、又は申告された控除情報が真実ではない。	

23	個人所得税	課税標準	自然人である投資者の株権変更取引で付加価値が発生した場合、工商部門にて投資者を変更する前に個人所得税を申告、納付していない。	全業界
24		課税標準	労務報酬、著者の報酬及び特許使用料を支払ったが、規定に従って個人所得税を源泉徴収していない。	
25		控除費用	従業員に支給された各種類の手当、ボーナス、ショッピングカードなどについて、価値に換算して「賃金給与所得」として個人所得税を源泉徴収していない。	
26		控除費用	企業が従業員のために拠出した養老保険、医療保険、失業保険及び住宅積立金が許容標準を超えた部分に対して、個人所得税を源泉徴収していない。	
27	不動産税	課税標準	納税者は、家屋を基礎とした、自由に移動できない救援設備や付帯施設の価格に対して、規定に従って不動産原価値に計上して不動産税を申告、納付していない。	
28		納税義務	家賃収入を申告していない、又は時間通りに申告していない、又は不実の申告をした。	
29		課税範囲	非課税組織は、自己用の不動産を課税用途(レンタルなど)に使ったが、申告、納税していない。	
30		課税対象	不動産の実物又は権利の変化により、法律に基づき不動産税の納税義務を終了させたが、税源情報を適時に報告、修正していない。	
31		課税対象	企業は課税対象と減免対象となる不動産を同時に有するが、課税と非課税の区分がはっきりしないため、誤った申告、納付が発生する。	

啓源グループは経験豊富な専門家チームを持って、中国会社の設立準備、設立登記及び各ライセンス、免許の申請、設立後の維持、税務計画及び監査サービスを提供しています。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお気軽にお問い合わせください。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com),

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

KAIZEN 啓源